

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る 高次脳機能障害（者）支援体制加算の創設 及び高次脳機能障害支援養成研修の実施について

令和6年6月26日（水）

令和6年度 第1回高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室 地域移行支援専門官
障害福祉課 障害福祉専門官（精神障害福祉担当） 金川 洋輔

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る 高次脳機能障害（者）支援体制加算の創設 及び高次脳機能障害支援養成研修の実施について

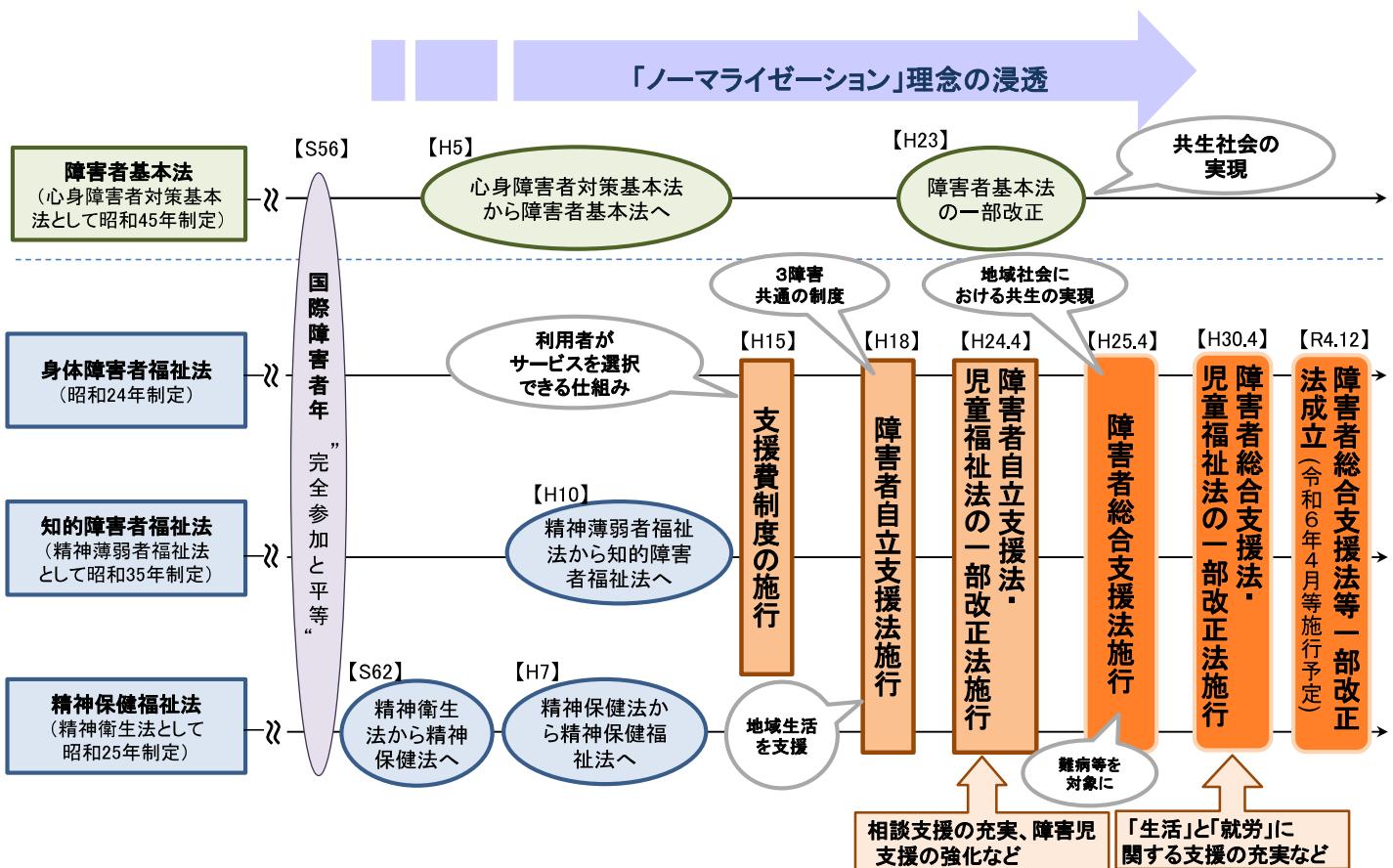
1. 総合支援法改正～基本指針見直し～報酬改定検討の流れについて

2. 障害福祉報酬改定について

1



障害保健福祉施策の歴史



3

これまでの調査・研究事業

- 令和元年までに様々な調査・研究を厚生労働科学研究において実施している。

- 高次脳機能障害者の障害状況と支援方法についての長期的追跡調査に関する研究（平成16年-18年）
- 障害者の自立移動支援における障害技術利用方法に関する研究（平成18年-20年）
- 高次脳機能障害者に対する地域生活支援ネットワークの構築に関する研究（平成18年-20年）
- 高次脳機能障害者に対する医療・福祉・就労支援における人材育成に関する研究（平成18年-20年）
- 高次脳機能障害者の地域生活支援の推進に関する研究（平成21年-23年）
- 高次脳機能障害の社会参加支援の推進に関する研究（平成24年-26年）
- 高次脳機能障害の社会的行動障害による社会参加困難への対応に関する研究（平成28年-30年）
- 高次脳機能障害の障害特性に応じた支援マニュアルの開発のための研究（平成30年-令和元年度）
- 高次脳機能障害の障害特性に応じた支援者養成研修カリキュラム及びテキスト開発のための研究（令和2年-4年度）**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を探る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行なう者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（D-B）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害D-B、難病D-B及び小慢D-Bについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

* 概要資料より一部抜粋

「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて」障害者部会報告書（概要）

今回の見直しの基本的な考え方

1. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実／地域共生社会の実現／医療と福祉の連携の推進／精神障害者の地域生活に向けた包括的な支援

2. 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築（※児童福祉法改正法等で対応）／障害者の多様なニーズに応じた就労の促進

3. 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現

各論点について

1. 障害者の居住支援について

- ・ 医療的ケア、強度行動障害、高次脳機能障害等に対応できる専門人材の配置の推進方策を検討する必要がある。また、在宅等で状態が悪化した強度行動障害を有する者に集中的支援をグループホーム・障害者支援施設等で行うための具体的方策を検討すべきである。
- ・ 自立生活援助において、対象者の状況に応じた適切な支援ができるよう、ICTの活用による効果的な支援や継続的な支援が必要な者の標準利用期間及び更新の在り方について検討すべきである。
- ・ 障害者総合支援法におけるグループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する一人暮らし等に向けた支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について明確化すべきである。さらに、現行のグループホームの支援の充実について検討しつつ、障害者が希望する地域生活の実現に向けた多様な選択肢を設ける観点から、指定基準（省令）において、本人が希望する一人暮らし等に向けた支援を目的とする新たなグループホームのサービス類型を検討すべきである。
- ・ 地域生活支援拠点等の整備を推進するため、市町村の整備の努力義務化などを含め、必要な措置を講ずるべきである。
- ・ 障害者支援施設における重度障害者の支援体制の充実に向けて、障害者支援施設が果たしている専門的な支援等における役割を踏まえ、人員配置や支援内容に対する報酬上の評価等を検討するとともに、利用者の地域移行により一層取り組むこと等について検討する必要がある。

2. 障害者の相談支援等について

- ・ 地域の相談支援体制全体の中で各主体が果たす役割・機能を整理し、地域の相談支援体制構築の手引きを作成する等により普及すべきである。
- ・ 相談支援事業の中立・公正性を確保するため、サービス提供事業者からの独立性・客觀性を確保する方策について検討すべきである。
- ・ 地域の相談支援の中核である基幹相談支援センターについて、市町村の設置の努力義務化などを含め、必要な措置を講ずるべきである。
- ・ 地域住民の多様な支援ニーズに対応するため、他法他施策による相談支援等との連携強化を図る場合の窓口について基幹相談支援センターが担うことを基本とすることを明確化して周知する必要がある。
- ・ 協議会の機能強化と活性化に向けて、個別の課題から地域の課題を抽出し、解決を図る機能を促進するため、守秘義務規定を設けるべきである。

障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて～社会保障審議会障害者部会報告書～ (令和4年6月13日) より、高次脳機能障害に係る部分の記載を一部抜粋

注：本報告書中、（※）が付されている部分は、障害福祉サービス等報酬の改定時において省令、告示等による対応が想定されるもの。

（2）今後の取組

（重度障害者の支援体制の整備）

- 強度行動障害や高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者の支援体制の整備が課題となっている。特に、地域における住まいの場であるグループホームにおける重度障害者の支援体制の整備が課題。

- これまで、強度行動障害や高次脳機能障害を有する者に対する支援に関する調査研究を実施している。
 - ・高次脳機能障害の障害特性に応じた支援者養成研修カリキュラム及びテキストの開発のための研究（令和2～4年度厚生労働科学研究）

注 令和4年度において、更に強度行動障害や高次脳機能障害を有する者の評価の在り方について検討予定。

- グループホームにおいて、医療的ケア、強度行動障害、高次脳機能障害等の特性に対応できる専門性を持つ人材配置を推進するための方策について検討する必要がある。強度行動障害の点数が特に高い者や高次脳機能障害を有する者など特に支援が必要な者を評価するための基準を検討した上で、報酬上の評価や支援体制の在り方について検討すべきである。（※）

（医療と計画相談をはじめとする相談支援等の連携について）

- 医療機関と計画相談支援の連携については、すでに診療報酬及び障害福祉サービス等報酬において加算等により一定の取組を評価しているが、精神障害者等の疾病の状態が障害に影響する者、強度行動障害や高次脳機能障害を有する者等、本人が医療との関わりを必要とする場合等について、利用者の適切な支援に求められる連携を更に促進する方策等について検討すべきである。（※）

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R5年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR6～8年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ・障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・障害者等に対する虐待の防止
- ・障害福祉人材の確保・定着
- ・障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・発達障害者等支援の一層の充実
- ・「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ・障害者総合支援法に基づく難病患者等への支援の明確化
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・地域における相談支援体制の充実強化
- ・障害福祉サービスの質の確保
- ・その他（地方分権提案に対する対応）

3. 成果目標（計画期間が終了するR8年度末の目標）

- ① 施設入所者の地域生活への移行
 - ・地域移行者数：R4年度末施設入所者の6%以上
 - ・施設入所者数：R4年度末の5%以上削減

④ 福祉施設から一般就労への移行等（続き）

- ・都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進（新）
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：市町村又は圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築
- ・都道府県による難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定。都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築。
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：市町村又は圏域に1か所以上
- ・都道府県は医療的ケア児支援センターを設置（新）
- ・都道府県及び政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置（新）

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- ・市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等（新）

④ 福祉施設から一般就労への移行等

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上

- ・都道府県や市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針
(平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号)
より、高次脳機能障害に係る部分の記載を一部抜粋

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項
一 基本的理念

5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者及び難病患者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、管内の支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図る必要がある。

三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項

4 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置

(イ) サービスの提供に係る人材の研修

また、精神障害者の特性に応じた適切な支援が実施できるよう、保健所、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条第一項の精神保健福祉センターをいう。以下同じ。）、高次脳機能障害支援拠点等との連携による専門分野別の研修等地域の実情に応じた研修に取り組むことが望ましい。

9

高次脳機能障害支援者養成研修カリキュラム及びテキストの周知について(依頼)

(令和5年8月7日 各都道府県 障害保健福祉主管部(局) 事務連絡)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課地域生活・発達障害者支援室 精神・障害保健課心の健康支援室

(一部抜粋)

令和2年度から4年度まで実施した厚生労働科学研究「高次脳機能障害の障害特性に応じた支援者養成研修カリキュラム及びテキストの開発のための研究」において、障害福祉サービス事業所等において高次脳機能障害の障害特性に応じた支援を実施できる支援者を養成すること、また、全国にある支援拠点機関の実施する研修事業に活用することを目的として、支援者養成研修カリキュラム及びテキスト並びに指導要領及び講義動画を開発いたしました。

各都道府県におかれましては、支援拠点機関に対し、本研修事業を実施する際における当該研究の成果物の積極的な活用の検討について周知していただきますよう、よろしくお願ひいたします。なお、支援拠点機関が本研修事業を実施するために支出する費用については、高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業実施要綱第3事業内容(3)研修事業の補助対象であることを申し添えます。

1 研究名

高次脳機能障害の障害特性に応じた支援者養成研修カリキュラム及びテキストの開発のための研究
研究代表者：深津 玲子(国立障害者リハビリテーションセンター 顧問)

2 研修カリキュラム及びテキスト等の活用についての相談先

国立障害者リハビリテーションセンター 高次脳機能障害情報・支援センター

URL : http://www.rehab.go.jp/brain_fukyu/data/results/r2-4

* 研修パッケージの貸し出し方法等については別紙1及び2をご参照ください。

【論点4】高次脳機能障害を有する者への支援に対する評価について

現状・課題

- 高次脳機能障害を有する者は身体的、精神的な特徴が外見上では判断しづらいことからサービスに繋がりづらいとの指摘や、集中力が続かない、疲れやすい、重度の社会的行動障害などの障害特性があるとの指摘がある。障害者部会報告書において、高次脳機能障害等の特性に応じた対応できる専門性を持つ人材配置を推進するための方策について検討する必要があるとの指摘もある。
- また、脳血管障害に係る障害認定に当たっては、障害部位や症状の経過などにより、それぞれの事例で判断可能な時期以降に認定することとしているが、都道府県の判断によっては症状固定の目安である6か月後まで身体障害者手帳の交付がなされないケースもあり、その間は障害福祉サービスの利用ができない場合があることや要介護認定が優先して行われる場合があることなど、支援が必要な者に対して適切なタイミングで適切なサービスが提供されていない実態があるとの指摘がある。

検討の方向性

- 高次脳機能障害を有する者が適切にサービスを受けることができるよう、高次脳機能障害の特性に対応できる専門性を持つ人材を配置をする事業所を評価することを検討してはどうか。具体的には、他の障害領域と同様に、高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨を公表する相談支援事業所を評価することを検討してはどうか。
- また、高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上あって、専門性を有する職員が配置されている自立訓練や就労支援等の通所サービスや共同生活援助等の居住サービスを評価することを検討してはどうか。
- ※ 脳血管障害に係る障害認定や支給決定の取扱い等については、研究の実施等を通じて、自治体の実務等の実態把握に努め、適切なタイミングで適切なサービスにつながる方策を引き続き検討する。

11

(論点4参考資料②)

障害特性に応じた支援体制に関する報酬上の評価（現行制度）

○専門性の高い相談支援体制等を評価する加算（計画相談支援）

- 専門性の高い支援を実施できる体制を整えている場合に、その体制整備を適切に評価するための加算。

加算名	内 容	単位数
要医療児者支援体制加算	医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨公表する場合	35単位／月
行動障害支援体制加算	強度行動障害支援養成研修（実践研修）等の修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨公表する場合	35単位／月
精神障害者支援体制加算	精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修等の修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨公表する場合	35単位／月

○視覚・聴覚言語障害者支援加算（日中系、居住系サービス）

- 意思疎通に関し専門性を有する職員が一定数以上配置されている場合に算定可能。

加算名	内 容	単位数
視覚・聴覚言語障害者支援加算	視覚・聴覚・言語機能に重度の障害がある利用者が一定数以上あって、意思疎通に関し専門性を有する職員が一定数以上配置されている場合	41単位／日

* 視覚・聴覚言語障害者支援加算の対象サービス：生活介護、就労移行、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立訓練、施設入所支援、共同生活援助

高次脳機能障害支援者養成研修について

- 障害福祉サービス事業所等において高次脳機能障害の障害特性に応じた支援を実施できる支援者を養成するため、令和2～4年度厚労科学研究において研修カリキュラム等を開発。
- 高次脳機能障害の支援拠点の研修事業での積極的な活用等について、令和5年8月に各都道府県に周知。

1 目的

障害福祉サービス等事業所に従事する職員が、高次脳機能障害について知識を得て、同障害の障害特性を理解し、日常的な支援での対応方法を習得することを目的とする。

2 実施主体

都道府県（指定都市又は中核市、団体等に委託可）

3 対象者

障害福祉サービス等事業所において、高次脳機能障害者の支援に携わる者及び障害福祉サービス等事業所と連携して高次脳機能障害者の支援を実施する者

4 研修内容

① 基礎研修（2日間720分） ② 実践研修（2日間720分）※基礎研修修了者が対象

5 財政措置

都道府県が指定する高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関が本研修を実施するための費用については、地域生活支援事業（高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業）として国庫補助の対象。

第41回（R5.10.30）障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料2

13

第41回（R5.10.30）
障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料より一部抜粋

関係団体ヒアリングにおける主な意見

（高次脳機能障害関係）

No	意見の内容	団体名
1	○高次脳機能障害者は症状が見えづらいことから、早期退院や退院後の支援に繋がりにくいことがある。高次脳機能障害（特に、社会的行動障害）が重度なケースの入院時における在院日数を含めた十分な医療的リハビリテーションを受けることのできる期間の確保についてご検討いただきたい。また、退院時には地域定着支援、自立生活援助の利用について、一人暮らしであるという条件の緩和等をご検討いただきたい。さらに医療機関から退院時に相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等への情報提供や協力・支援等を行った場合の加算や、相談支援に関する体制加算等をご検討いただきたい。	日本高次脳機能障害友の会
2	○高次脳機能障害の障害特性上、区分や障害基礎年金では障害の重症度を量化できない現状がある。厚生労働科学研究において、「障害福祉サービス等における高次脳機能障害者の支援困難度の評価指標についての研究」等を進めていただいていることには大変感謝している。それらの研究で得られたこと等を踏まえ、高次脳機能障害が重度な方を重度者として判定できる新たな基準の設置や行動関連項目の見直しをご検討いただきたい。	日本高次脳機能障害友の会
3	○高次脳機能障害者には「就労選択支援」を前置的な支援とせず、生活訓練や就労継続支援B型等を退院後早期より提供できるようご配慮を頂きたい。また、利用開始後の一定期間のうちに必要に応じて就労アセスメントの手法を活用した支援を提供する等の選択が可能となるようご配慮をお願いしたい。	日本高次脳機能障害友の会
4	○就労中の就労支援サービスの併用については、市町村による個別の必要性等の判断に基づいて、例外的、一時的に認められている状況である。高次脳機能障害者における就労中の就労支援サービスの利用は職業生活や地域生活の安定に有用であり、利用を明確に認めることをご検討いただきたい。また、一般就労と就労系障害福祉サービスの併用可能な期間は一律で設定せず、産業医や主治医等の意見を反映させて定めるようご検討いただきたい。	日本高次脳機能障害友の会
5	○高次脳機能障害者は認知機能に障害があるという特性上、各種の契約や手続きに支援を要する。当事者の移動に関する支援については、高次脳機能障害者にとっては移動のみに支援を要することは少なく、目的地に到着後の手続きにも支援が必要な場合がある。現状では、相談支援専門員が通院や行政、銀行など各種手続きに無報酬で同行して支援を行っているケースが少なくない。以上のことから、当事者の通院や各種手続きへ同行し支援することに対して報酬が発生させられるような仕組みの検討や、現行の地域生活支援事業の移動支援をもう少し柔軟に活用できるよう見直しをご検討いただきたい。	日本高次脳機能障害友の会
6	○重度訪問介護に意思決定支援の視点を導入し、年齢制限や中程度知的・精神障害者への対象を拡大して頂きたい。高次脳機能障害等は、サービスに繋がりづらいがあるので、意思決定支援を含む新たな重度訪問介護等を見直す際の対象に加えて頂きたい。	全国自立生活センター協議会

関係団体ヒアリングにおける主な意見

No	意見の内容	団体名
7	○現行、第2号被保険者に関しては、退院後、原則介護保険が優先となっており、医師、ケアマネジャー等と通所リハビリテーションを利用する人が多い。しかしながら高次脳機能障害（失語症）の方に関しては、退院後は介護保険デイサービスの通所ではなく、自立訓練（機能訓練）事業所による通所リハビリを利用する方がより有効かつ効果的なリハビリテーションを受けることができる。このため機能訓練に関するサービス事業所を創設することで、地域で生活をしながらの「リハビリテーション」が整備されることになる。利用者にとって、夫々に適した効果的なリハビリテーションを選択できるような制度が必要。	日本失語症協議会
8	○利用開始時の手続きについて、身体に障害がある場合、利用手続きにかなりの時間を要するため、回復期リハビリテーション病棟等からの退院までに利用手続きが間に合わず利用ができなくなる場合や、一旦老人保健施設等で待機せざるを得ない場合が見られるため、身体障害者や高次脳機能障害者が、病院から継続して機能訓練を利用する場合にスムーズな利用を図れるようにして頂きたい。	全国障害者自立訓練事業所協議会
9	○機能訓練において、高次脳機能障害者、失語症他の支援の強化のために人員配置基準を超えてリハ専門職等を配置した場合に、リハビリテーション加算等において評価できるようにして頂きたい。また、公認心理師を評価の対象に加えて頂きたい。	全国障害者自立訓練事業所協議会
10	○視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に準じ、高次脳機能障害者等支援体制加算等の新設について検討して頂きたい。	全国障害者自立訓練事業所協議会
11	○高次脳機能障害者には、集中力が続かない、易疲労性が強い、重度の社会的行動障害などの障害特性により、高い生産性を望めないケースが存在しているため、そのようなケースが多く利用している事業所は運営がひっ迫している状況にある。就労継続支援B型サービス費（I）（II）においても地域協働加算・ピアサポート実施加算が算定できる仕組みや、就労継続支援B型サービス費（III）（IV）の報酬単価の見直しをご検討いただきたい。	日本高次脳機能障害友の会

(R2.8.7 報酬改定検討チーム 団体ヒアリング(日本高次脳機能障害友の会より一部抜粋))

1. 高次脳機能障害者のニーズに対応した必要なサービスの見直しについて

(2) 高次脳機能障害者・児をより専門的に支援できる相談支援体制の見直しについて【視点1・2】

高次脳機能障害の特性を専門的に理解し相談業務にあたる支援専門員が少ないという現状がある。計画相談における高次脳機能障害支援体制加算の設置をご検討いただきたい。

2. 高次脳機能障害者の障害特性を考慮した基準の見直しについて

(1) 高次脳機能障害(特に社会的行動障害)が重度の方を重度者として定量化できる基準の見直しについて【視点1・2】

高次脳機能障害の障害特性上、区分や障害基礎年金では障害の重症度を定量化できない現状がある。高次脳機能障害(特に社会的行動障害)が重度の方の利用者を重度者として定量化できる新しい基準の設置や行動援護における行動関連項目の見直しをご検討いただきたい。

15

相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

①基本報酬等の充実（算定要件の見直しと単位数の引き上げ）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、**基本報酬を引き上げ**

※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

報酬区分	常勤専従の相談支援専門員数	サービス利用支援費 ※	
		現行	報酬引き上げ
機能強化（I）	4名以上	1,864単位	2,014単位
機能強化（II）	3名以上	1,764単位	1,914単位
機能強化（III）	2名以上	1,672単位	1,822単位
機能強化（IV）	1名以上	1,622単位	1,672単位
機能強化なし		1,522単位	1,572単位

※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ

※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加

「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

●主任相談支援専門員加算

地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

現行	改正後
100単位	(新) 300単位 (中核的な役割を担う相談支援事業所の場合) 100単位 (上記以外)

●地域体制強化共同支援加算(支援困難事例等の課題の協議会への報告)

算定対象事業所を追加(※2と同じ)

③相談支援人材の確保及びICTの活用について

- 市町村毎のセルフプラン率等について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。
- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。
- 居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
- 離島等の地域において(継続)サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算を上乗せ等を認める。

②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加(訪問看護事業所)、算定回数などの評価の見直しを行う。

面談・会議

・医療機関、保育、教育機関等との面談・会議



通院同行

・利用者の通院に同行し、必要な情報提供を実施



情報提供

・関係機関に対して文書により情報提供を実施



加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100単位	計画作成月：200単位 モニタリング月：300単位
	(新) 通院同行	—	300単位
	(新) 情報提供	—	150単位
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
	(新) 通院同行	—	300単位
	(新) 情報提供	—	150単位
その他加算	訪問	200・300単位	300単位
	情報提供	100単位	150単位

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

●要医療児者支援体制加算等

医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を更に評価。

加算名	現行	改正後
要医療児者支援体制加算 行動障害支援体制加算 精神障害者支援体制加算 (新) 高次脳機能障害者支援体制加算	35単位	対象者あり：60単位 対象者なし：30単位

- 支給決定に際して市町村に提出された意思意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨周知。

16

地域における自立した生活を送るための機能訓練・生活訓練の充実等

① 社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価（機能訓練、生活訓練）※宿泊型自立訓練を除く

- 標準化された支援プログラムの実施と社会生活の自立度評価指標（SIM）に基づく効果測定を行い、これらの内容を公表している事業所を評価する。

機能訓練	【一部新設】	リハビリテーション加算（I）	48単位／日	* 頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある者又は現行の要件に加えてSIMを活用して評価を実施等した場合
生活訓練	【一部新設】	個別計画訓練加算（I）	47単位／日	* 現行の要件に加えてSIMを活用して評価を実施等した場合

② 基本報酬の見直し（生活訓練）

- 障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。

生活訓練サービス費（I）（例：利用定員が20人以下の場合）	【現行】748単位／日	【見直し後】776単位／日
生活訓練サービス費（II）（例：視覚障害者に対する専門的訓練の場合）	【現行】750単位／日	【見直し後】779単位／日 * 機能訓練も同様
生活訓練サービス費（III）（例：利用期間が2年間以内の場合）	【現行】271単位／日	【見直し後】281単位／日



③ ピアサポートの専門性の評価（機能訓練、生活訓練）※宿泊型自立訓練を除く

- 利用者の自立に向けた意欲の向上や、地域生活を続ける上での不安の解消等に資する観点から、ピアサポートの専門性を評価する。

【新設】ピアサポート実施加算 100単位／月



④ 支援の実態に応じた報酬の見直し（宿泊型自立訓練）

- 日中支援加算について、支援を提供した初日から評価する。

【現 行】 支援の3日目から算定可
【見直し後】 支援の初日から算定可

⑤ リハビリテーション職の配置基準の見直し（機能訓練）

- 人員配置基準を見直し、看護職員、理学療法士と作業療法士の他に言語聴覚士を加える。（生活介護も同様）

⑥ 提供主体の拡充（機能訓練）

- 病院及び診療所並びに通所リハビリテーション事業所において、共生型サービス又は基準該当サービスの提供を可能とする。

高次脳機能障害を有する者への支援に対する評価

- 高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置する相談支援事業所を評価する。

【新設】高次脳機能障害支援体制加算（I）60単位 * 対象者あり
高次脳機能障害支援体制加算（II）30単位 * 対象者なし

- 高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上あって、専門性を有する職員が配置されている通所サービスや居住サービスを評価する。 【新設】高次脳機能障害者支援体制加算 41単位／日



高次脳機能障害支援養成研修の実施について (令和6年2月19日 各都道府県 障害保健福祉主管部(局)長 課長通知)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課長
精神・障害保健課長

高次脳機能障害を有する者が暮らしやすい社会を実現するため、障害福祉サービス等の利用を希望する者に対して、同障害の特性に応じた支援を実施できる支援者の養成が求められている。

このため、高次脳機能障害の特性に対応できる、専門性を持つ人材を確保する観点から、新たに別添のとおり、「高次脳機能障害支援養成研修実施要綱」を定めたので、本事業の円滑な実施について特段の配慮をお願いする

（別添）高次脳機能障害支援養成研修実施要綱

1 目的

高次脳機能障害についての知識を得ることやその障害特性を理解することで、高次脳機能障害の障害特性に応じた支援を実施できる、障害福祉サービス事業所等に従事する支援者を養成することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。なお、指定都市又は中核市（特別区を含む）で適切に実施できる場合には、事業の全部又は一部を委託することができる。

また、事業の全部又は一部を適切に実施することができると認められる団体等に委託することができる。

4 研修内容

標準的なカリキュラムは、別紙のとおりであり、この内容以上のものとする。

なお、必要に応じて時間数を延長することや必要な科目を追加しても差し支えないものとする。

5 研修テキスト

本研修テキストについては、標準的なカリキュラムに沿った内容のテキストとする。

なお、令和2年度から4年度まで実施した厚生労働科学研究「高次脳機能障害の障害特性に応じた支援者養成研修カリキュラム及びテキストの開発のための研究」において、基礎研修及び実践研修のテキスト等の研修パッケージを作成しており、研修パッケージの貸出方法について、高次脳機能障害情報・支援センター（国立障害者リハビリテーションセンター）のホームページで公開されているので参照いただきたい。

6 修了証書の交付等

実施主体の長は、研修修了者に対して氏名、生年月日、修了した研修の課程、修了年月日を記載した修了証書を交付するとともに、研修修了者の名簿を作成し管理すること。

7 事業実施上の留意点

- 実践研修の受講者は、基礎研修の修了者とすること。
- 国は、本研修の実施に要する経費について、「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の実施について」（平成19年5月25日障発0525001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業実施要綱」第3の3に規定する研修事業として、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

高次脳機能障害支援養成研修カリキュラム

<基礎研修>	
◆対象:全ての障害福祉サービスの新人・若手職員等	◆研修のねらい:
・障害福祉サービスの対象となる高次脳機能障害者について知る。 ・高次脳機能障害者の障害特性を理解し、日常的な支援での対応方法を習得する。	

高次脳機能障害支援養成研修カリキュラム

<実践研修>	
◆対象:サービス管理責任者、相談支援専門員などの高次脳機能障害者支援の経験者等	◆研修のねらい:
	・多職種連携（チームアプローチ）の重要性を理解する。 ・高次脳機能障害者の支援の短期的な方向性（個別支援計画等）を立てることができるようになる。

I 講義	時間	科目	内容
高次脳機能障害支援者基礎研修とは	360		
基礎研修の趣旨説明	40	基礎研修の趣旨説明	本研修の対象となる障害・研修の構成
高次脳機能障害とは		障害の定義	高次脳機能障害の定義・Q&A・各論の紹介
高次脳機能障害の診断・評価	40		典型画像と経過・症状の現れ方 問診・神経心理学的評価 【日常生活で気づくこと・留意すること】
病院で行うリハビリテーション	40	障害特性の理解	医学的リハビリテーション 病院から地域へ 【診断書のポイント・地域支援体制】
失語症とコミュニケーション支援	40		失語症とコミュニケーション支援
制度利用	40	制度利用	障害者手帳と総合支援法サービスを中心に
相談支援	40		情報収集とアクセスメント
生活訓練	40	地域におけるリハビリテーション	自立訓練（生活訓練）における支援の取組
復職・就労移行支援	40		障害福祉施設及び障害者雇用施策における取組
生活と支援の実際	40		就労継続支援B型事業所の例から
II 演習	360		

I 演習	時間	科目	内容
障害特性に応じた支援	400		
基礎研修の趣旨説明	40	障害特性に応じた支援・地域の支援体制	地域における高次脳機能障害の支援体制
高次脳機能障害とは		認知症との共通点と相違点	認知症との共通点と相違点
高次脳機能障害の診断・評価	40	発達障害との共通点と相違点	発達障害との共通点と相違点
病院で行うリハビリテーション	40	小児期における支援	小児期発症の高次脳機能障害の特徴／復学支援
失語症とコミュニケーション支援	40	長期経過とフォローアップ	各ライフステージにおける高次脳機能障害の特徴／支援
制度利用	40	多職種連携・地域連携：チームアプローチの重要性	地域連携とチームアプローチ
相談支援	40	支援：当事者家族会の活動	高次脳機能障害者家族支援
生活訓練	40	コミュニケーション支援	失語症・高次脳機能障害によるコミュニケーション障害の理解
復職・就労移行支援	40	支援の実践的な枠組みと記録	支援の実践的な枠組み・プロセス／アクセスメントと支援の手順書の理解／記録方法
生活と支援の実際	40	自動車運転再開支援	高次脳機能障害者の自動車運転支援に関する法制度・運転評価・課題や留意事項などの理解
II 演習	360		
障害特性の理解・診断・評価体験	90	診断・評価体験	1. 障害特性の理解と対応方法 2. 障害特性とアセスメント
障害特性に応じた支援	90	退院時の実際情報収集とアセスメント	グループワーク（障害特性の把握と対応方法のディスカッション） 対応方法演習（ロールプレイ） グループワーク及び発表（対応方法の振り返りと支援計画検討）
生活訓練の実際	90	生活訓練の実際	強みや好みを活かす視点 環境調整の考え方 環境調整の方法 行動の記録の方法 記録の整理と分析
復職・就労移行支援	90	復職・就労移行支援	再アセスメントと手順書の修正 チームアプローチを学ぶ（個別支援計画作成演習） グループ検討／まとめ



令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る 高次脳機能障害（者）支援体制加算の創設 及び高次脳機能障害支援養成研修の実施について

1. 総合支援法改正～基本指針見直し～報酬改定検討の流れについて

2. 障害福祉報酬改定について



障害福祉サービスにおける高次脳機能障害を有する者への支援の充実

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、高次脳機能障害を有する者への支援については、次の項目を新たに評価。

① 相談支援事業所

高次脳機能障害の支援者養成に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を配置している旨を公表している場合を評価。

【新設】

- 現に、高次脳機能障害を有する利用者に対して指定計画相談支援を行っている場合
高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ） **60単位**
- 該当する利用者がいない場合
高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ） **30単位**

② 通所サービス（自立訓練（機能訓練）等）及びグループホーム

高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上あって、専門性を有する職員が配置されている場合を評価。

【新設】

高次脳機能障害者支援体制加算 **41単位／日**

高次脳機能障害を有する利用者が全利用者の100分の30以上あって、高次脳機能障害の支援者養成に関する研修を修了した従業員を事業所に50：1以上配置している場合

17 高次脳機能障害支援体制加算の取扱いについて

(1) 趣旨

当該加算の対象となる事業所は、脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害である障害者等(以下「**高次脳機能障害者**」といふ。)に対して適切な計画相談支援を実施するために、**高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、高次脳機能障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。**

地域生活支援事業として行われる高次脳機能障害支援者養成に関する研修とは、「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」に基づき都道府県が実施する研修をいい、「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」については、当該研修と同等の内容のものであること。

なお、高次脳機能障害者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。

(2) 算定に当たっての留意事項

① 共通事項

第四の14の(2)の①と同趣旨であり、適宜「高次脳機能障害者」と読み替えること。

(第四の14の(2)の①)

当該加算は行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援を実施するための体制を整備することを評価するものであることから、強度行動障害を有する利用者のみならず、当該指定特定相談支援事業所における全ての利用者に対して指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を実施する場合に加算することができるものである。

23

② 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であつて、かつ、(一)に規定する障害者に対して(二)に規定する支援を行っている場合に算定するものである。

(一) 対象となる障害者

当該区分は、支援対象者に高次脳機能障害者がいる場合に、全ての利用者に対して加算できることとしている。なお、利用者が高次脳機能障害者に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。また、当該確認にあたっては、以下のいずれかの書類において**高次脳機能障害の診断の記載があることを確認する方法**によること。

ア 障害福祉サービス等の支給決定における医師の意見書

イ 精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書

ウ その他医師の診断書等（原則として主治医が記載したものであること。）

(二) 対象者への支援

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、**高次脳機能障害者に対して現に指定計画相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に、高次脳機能障害者に対して指定計画相談支援を行っていることとする。**そのため、高次脳機能障害者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理しておくこと。

なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であつて、対象高次脳機能障害者（18歳未満の者に限る。）の保護者に対して指定障害児相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。

③ 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ）

当該区分は、**研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。**

(3) 手続

当該加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、**体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。**

24

留意事項通知(計画相談支援費の算定についてより一部抜粋)

(6) 生活介護サービス費

⑦ 高次脳機能障害者支援体制加算の取扱いについて

報酬告示第6の4の2の高次脳機能障害者支援体制加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 算定に当たっての留意事項

ア 研修の要件

地域生活支援事業として行われる高次脳機能障害支援者養成に関する研修とは、「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」(令和6年2月19日付け障障発0219第1号・障精発0219第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び精神・障害保健課長通知)に基づき都道府県が実施する研修をいい、「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」については、当該研修と同等の内容のものであること。

イ 高次脳機能障害者の確認方法について

加算の算定対象となる高次脳機能障害者については、以下のいずれかの書類において高次脳機能障害の診断の記載があることを確認する方法によること。

- (ア) 障害福祉サービス等の支給決定における医師の意見書
- (イ) 精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書
- (ウ) その他医師の診断書等（原則として主治医が記載したものであること。）

ウ 届出等

当該加算を算定する場合は、研修を修了し従業者を配置している旨を都道府県へ届け出る必要があること。

また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。

高次脳機能障害分野の各種研修

留意事項通知に記載されている「高次脳機能障害支援者養成に関する研修」

○ 高次脳機能障害支援養成研修

- * 要綱で決められた研修カリキュラムかそれ以上の内容(時間数の延長や科目的追加)で実施するもの
- * 高次脳機能障害支援体制加算・高次脳機能障害者支援体制加算の算定要件のひとつとなる研修

○ 高次脳機能障害支援養成研修に準ずる研修

- * 高次脳機能障害支援養成研修に準ずるものとして都道府県知事が認める研修
- * 高次脳機能障害支援体制加算・高次脳機能障害者支援体制加算の算定要件のひとつとなる研修

○ 高次脳機能障害に係る各種研修

- * 自治体や民間団体等の関係機関が実施する、各種高次脳機能障害に関する研修
- * 研修内容やカリキュラムは実施主体の任意。各機関の創意工夫で実施されている。

* 赤枠のいずれかが、高次脳機能障害支援体制加算・高次脳機能障害者支援体制加算の算定要件となる研修

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1（令和6年3月29日）

（高次脳機能障害者支援体制加算、高次脳機能障害支援体制加算①）

問9 「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」とは、どのような研修が該当するのか。

（答）

「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」（令和6年2月19日付け障障発0219第1号・障精発0219第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び精神・障害保健課長通知）の別添実施要綱で定める標準的なカリキュラムと同等の内容であると認められる研修が該当する。

例えば、高次脳機能障害情報・支援センター（国立障害者リハビリテーションセンター）が実施した「令和5年度高次脳機能障害支援・指導者養成研修会（実践研修）」（3日間研修）や高次脳機能障害の支援拠点機関等が同センターから研修パッケージを借り受けて実施した高次脳機能障害支援養成研修（基礎研修及び実践研修）については、これに該当するものである。

なお、研修の時間数の下限等については一律に定めるものではないが、講演や研修等の一部として高次脳機能障害の概略に触れただけのものや、標準的なカリキュラムの限定された一部分のみの講義を実施しただけのもの等については認められない。

27

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1（令和6年3月29日）

（高次脳機能障害者支援体制加算、高次脳機能障害支援体制加算②）

問10 これまで高次脳機能障害の支援拠点機関等により実施された研修の中には、高次脳機能障害支援養成研修の標準的なカリキュラムと共通している研修もあるため、このような研修の修了者を対象として、標準的なカリキュラムの内容と比較して不足している科目等について、追加的に研修として実施することで、「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」として扱うことができるか。

（答）

過去に実施した研修の修了者の名簿が管理されているなど、都道府県において研修の受講状況を確認できる場合については、差し支えない。

（高次脳機能障害者支援体制加算、高次脳機能障害支援体制加算③）

問11 「研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。」とあるが、その他の書類等により確認できる場合とは具体的にどのような場合か。

（答）

紛失した等の理由により申請者の修了証を確認できない場合でも、例えば研修を実施した都道府県において、修了者のリストを作成しており確認できる場合等、都道府県において当該申請者が確実に研修を修了していると認められる書類等がある場合には、研修を修了したものと認めて差し支えない。

(高次脳機能障害者支援体制加算、高次脳機能障害支援体制加算④)
問12 他都道府県で実施された高次脳機能障害支援養成（実践研修）の修了証をもって研修を修了したものと認めてよいか。

(答)

貴見のとおり。「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」（令和6年2月19日付け障障発0219第1号・障精発0219第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び精神・障害保健課長通知）の別添実施要綱に基づき実施された研修は全国で統一されたカリキュラムであるので差し支えない。

なお、修了証において高次脳機能障害支援養成研修に準ずる研修として記載されているものについても、研修カリキュラム等を確認して、高次脳機能障害支援養成研修と同等の内容であると都道府県が認める場合には、研修を修了したものと認めても差し支えない。

事務処理要領において対象者の例示を追記（＊地域定着支援にも同様の記載を追記）

(17) 自立生活援助

ア サービスの内容（法第5条第16項）

居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。

イ 対象者

居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても家族等の障害・疾病等や当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者であって、上記アの支援を要する者。具体的には次のような例が挙げられる。

① 障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者

※ 児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた15歳以上の障害者みなしの者も対象。

② 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障害者

③ 精神科病院に入院していた精神障害者

④ 救護施設又は更生施設に入所していた障害者

⑤ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた障害者

⑥ 更生保護施設に入所していた障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障害者

⑦ 現に地域において一人暮らしをしている障害者又は同居する家族が障害、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況にある障害者であって、当該障害者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者

⑧ 同居する家族に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むための支援を必要としている者

高次脳機能障害に係る厚生労働省科学研究補助金（障害者政策総合研究事業） (障害福祉課 R2年度～)

令和2年度～令和4年度

- 「高次脳機能障害の障害特性に応じた 支援者養成研修カリキュラム及びテキスト開発のための研究」
 - * 「高次脳機能障害支援養成研修」の研修カリキュラム及びテキスト等を開発
 - 令和5年8月7日都道府県に対する事務連絡にて、研修時に当研究における成果物の積極的な活用についての周知及び支援拠点機関が研修を実施する際の費用について、支援普及事業の研修事業の補助対象であることの周知。
 - 令和6年度障害福祉報酬改定において新設された、高次脳機能障害支援体制加算及び高次脳機能障害者支援体制加算の算定要件のひとつとして高次脳機能障害支援者養成に関する研修の修了が必要。高次脳機能障害支援者養成に関する研修とは、本研究にて開発された「高次脳機能障害支援養成研修」又は、「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修（高次脳機能障害支援養成研修と同等の内容のもの）」をいう。なお、当該加算を算定する事業所は、高次脳機能障害者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意。

令和4年度～令和5年度

- 「障害福祉サービス等における高次脳機能障害者の支援困難度の評価指標についての研究」
 - * 高次脳機能障害者における社会的行動障害等による支援困難度を評価する指標の開発と検証

令和6年度～令和7年度

研究代表者：深津玲子先生（国立障害者リハビリテーションセンター）

- 「障害福祉サービス等事業者における高次脳機能障害者への支援の実態把握及び推進のための研究」
 - * 障害福祉サービス等事業者と支援拠点機関や医療機関等との多機関連携の課題及び課題解決の検討
 - * R2-4科研で開発されたテキストのブラッシュアップ（自立訓練（機能訓練）の観点も含め検討）

R6年度障害者総合福祉推進事業「高次脳機能障害に関する支援の実態調査及び適切な支援を提供するためのガイドラインの作成」

▽ 令和5年度高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業実施状況並びに令和6年度同事業実施計画



国立障害者リハビリテーションセンター

■令和5年度事業実施状況

(1) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

- ① 高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会
第1回：6月28日（水） Web開催 参加者242名
第2回：2月16日（金） Web開催 参加者240名
- ② 高次脳機能障害支援コーディネーター全国会議
第1回：6月28日（水） Web開催 参加者229名
第2回：2月16日（金） Web開催 参加者205名
- ③ ウェブサイト更新状況及びアクセス状況
更新回数 63回（前年度64回、比率98.4%）
アクセス件数 344,357件（前年度491,384件、比率70.1%）
(主な更新内容)
 - 高次脳機能障害支援者養成研修テキストの掲載
- ④ 学院研修 高次脳機能障害支援・指導者養成研修会（実践研修）
7月26日（水）～28日（金） Web開催 参加者45名
- ⑤ 高次脳機能障害支援者養成研修パッケージの貸出状況
貸出件数17件
 - 研修実施済11件、令和6年度実施予定6件
 - 都道府県障害福祉主管課3件、支援拠点機関11件、その他3件

⑥ 主な問い合わせ内容

- 行政機関（都道府県等）、支援拠点機関から
 - ・「高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業」について
 - ・高次脳機能障害モデル事業の経緯について
 - ・高次脳機能障害者（児）数・推移
 - ・高次脳機能障害の原因疾患
 - ・高次脳機能障害支援者養成研修について
 - ・障害福祉サービス等報酬改定（高次脳機能障害（者）支援体制加算）について
 - ・矯正施設入所中の障害厚生年金の更新について
 - ・保護観察中の支援について
 - ・精神障害者保健福祉手帳の障害等級基準について
 - ・高次脳機能障害診断基準の除外項目について
 - ・学校における高次脳機能障害に対する合理的配慮について
 - ・全国の相談件数、支援の地域差について
 - ・傷病手当金受給中の就労継続支援の利用について
 - ・自動車運転再開支援の他県の取り組み状況について
 - ・コロナ禍の不利益による運転免許更新不可事例について
 - ・介護保険対象者の自立訓練（機能訓練）利用について
 - ・自立支援医療（精神通院医療）の意見書作成医師の要件の根拠について
 - ・令和6年度の国リハ学院の研修計画
- その他（医療機関、支援機関、マスコミ等）
 - ・交通事故防止啓発番組への協力について
 - ・高次脳機能障害に対応可能な医療機関、入所施設について
 - ・高次脳機能障害に対応可能な医療機関が少ない現状と高次脳機能障害について医療従事者へ周知されるようになった時期について
 - ・障害福祉サービス受給要件について
 - ・高次脳機能障害支援者養成研修について
 - ・高次脳機能障害を説明した外国語版パンフレットについて
 - ・大学受験における高次脳機能障害者への配慮について
 - ・高次脳機能障害者の生活、就労状況、必要な支援について

（2） 高次脳機能障害の調査・研究

① 厚生労働科学研究「障害福祉サービス等における高次脳機能障害者の支援困難度の評価指標についての研究」（令和4～5年度）

社会的行動障害のある支援困難度の高い高次脳機能障害について、障害支援区分認定調査項目のうち行動障害に関連する34項目に、他の評価尺度等を参考に9項目を加え、43項目の評価指標を作成し、この評価表を用いて、障害福祉サービス等を提供している事業所において、高次脳機能障害と診断された利用者について試験的に評価した結果、「こだわり」「ひどい物忘れ」「感情が不安定」など、高次脳機能障害で多く該当する項目を明らかにした。また、現行の障害支援区分認定調査で用いられている「必要な支援の頻度」に加えて「重症度」「介護負担度」「介入による変化」等の軸を用いることで、頻度が少なくても支援が困難な状況を評価できることが示唆された。

■令和6年度事業実施計画

(1) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

① 会議の開催予定等

- 4月25日（木）16時15分～17時45分 高次脳機能障害情報・支援センター運営委員会
ハイブリッド開催（Web及び会場）
- 6月26日（水）10時～12時 第1回全国連絡協議会（Web会議）
- " 13時～16時 第1回支援コーディネーター全国会議（Web会議）
- 2月14日（金）10時～12時 第2回全国連絡協議会（Web会議）
- " 13時～16時 第2回支援コーディネーター全国会議・シンポジウム（Web会議）

② ウェブサイト更新計画

- 高次脳機能障害相談窓口ページの更新
- 施策関係通知情報の充実

③ 学院研修 高次脳機能障害支援養成研修（指導者研修）

- 7月10日（水）～12日（金）

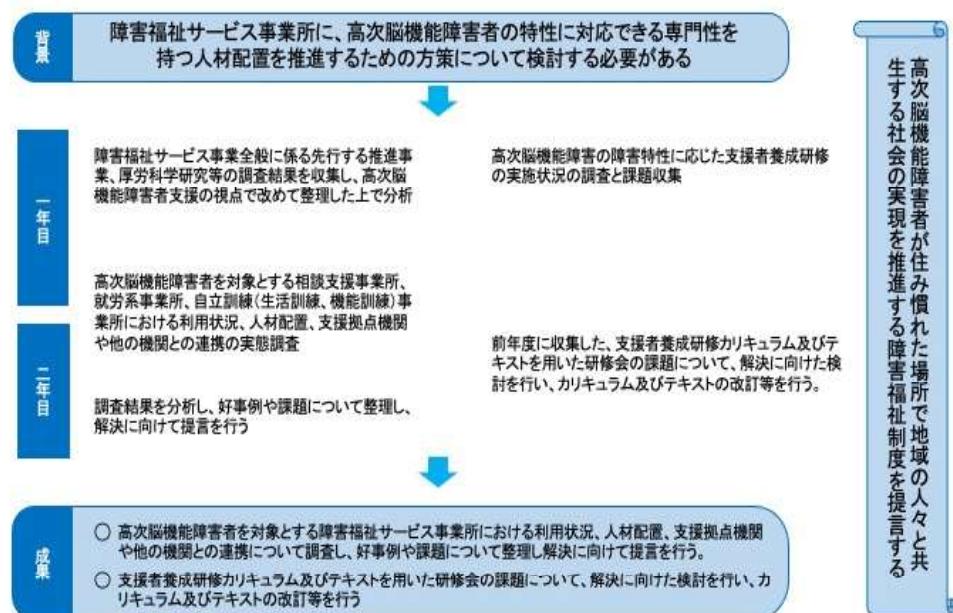
④ 高次脳機能障害支援者養成研修パッケージの貸出

(2) 高次脳機能障害の調査・研究

① 厚生労働科学研究「障害福祉サービス等事業者における高次脳機能障害者への支援の実態把握及び推進のための研究」（令和6～7年度）

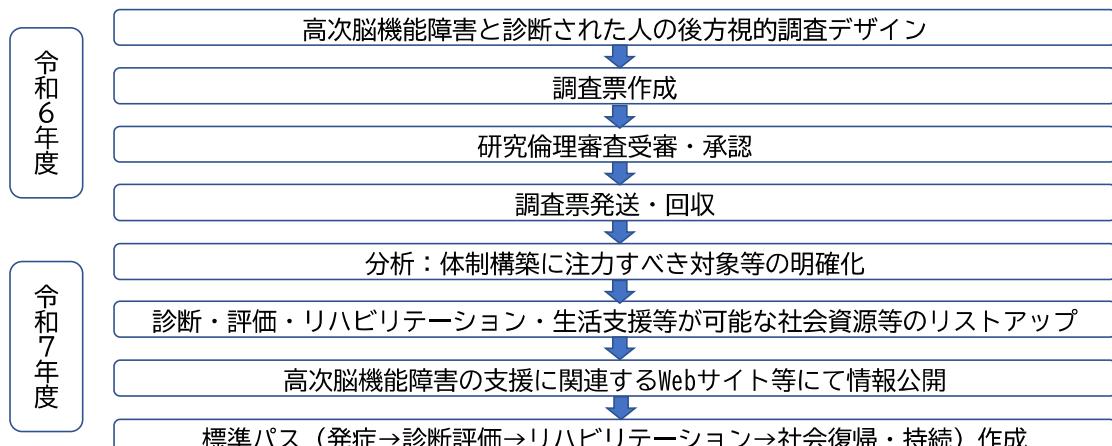
障害福祉サービス等事業所における高次脳機能障害者の利用及び支援拠点や医療機関等との連携について、その実態把握を行って課題を明らかにし、これらの課題解決のための提言を行うことを目的とする。また、令和4年度までに開発した支援者養成研修カリキュラムおよびテキストについて、運用上の課題を収集し問題点の解決に向けた改訂、提言を行う。令和6年度は、先行事業、調査結果の収集及び分析と、障害福祉サービス事業における高次脳機能障害者の利用状況、人員配置、機関連携の実態把握、また、支援者養成研修カリキュラム及びテキストを用いた研修会の実施状況の把握、運用上の課題収集を行う。

厚生労働科学研究「障害福祉サービス等事業者における高次脳機能障害者への支援の実態把握及び推進のための研究」（令和6～7年度）



② 厚生労働科学研究「高次脳機能障害の診断に係る実態把握と課題の検討のための研究」（令和6～7年度）

高次脳機能障害の診断を受けている人を後方視的に調査し、適切な診断に結び付けるうえで課題となっている事項を明らかにし、さらに、関連するガイドラインに沿った診療が行われているか実態把握を行うことで、対応策の検討を行うことを目標とする。令和6年度は、全国を10の地域ブロックに分けて全国調査を実施し、発症から社会復帰までの過程において、どのタイミングでどのようなシステムあるいは介入があれば、サポートの切れ目なく円滑に社会に復帰できるようになるのかを明らかにする。



高次脳機能障害支援養成研修の企画・実施について

01. 高次脳機能障害支援養成研修の位置付け

02. 研修の実施方法

03. 高次脳機能障害支援者養成研修パッケージの活用

04. 高次脳機能障害支援養成研修（指導者研修）



国立障害者リハビリテーションセンター

01. 高次脳機能障害支援養成研修の位置付け①

- 令和6年2月19日付け厚生労働省通知により、「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業実施要綱」（都道府県実施分）が一部改正され、高次脳機能障害支援者養成に係る研修の実施が明記
- 同日付けで、「高次脳機能障害支援養成研修実施要綱」が定められた。

高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業実施要綱
(都道府県実施分)

第1 目的

高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業は、高次脳機能障害診断基準により高次脳機能障害を有すると診断された者への支援に関する取り組みを普及定着させるため、都道府県が指定する高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関（リハビリテーションセンター、大学病院、県立病院等（以下「支援拠点機関」））において、高次脳機能障害者及びその家族に対する専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及・啓発事業、高次脳機能障害者の支援手法等に関する研修等を行い、もって高次脳機能障害者に対する支援体制の確立を図ることを目的とする。

3 研修事業

自治体職員、支援拠点機関職員、福祉事業者、当事者及びその家族等に対して、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修を行い、高次脳機能障害の特性を踏まえた支援が行えるよう関係者の資質の向上及び高次脳機能障害者に対する支援体制の確立を図るものとする。なお、高次脳機能障害者支援者養成に係る研修の実施については、別に定めるところにより実施するものとする。

障障発 0219 第1号
障精発 0219 第1号
令和6年2月19日

各都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害保健福祉課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
(公印省略)

高次脳機能障害支援養成研修の実施について

高次脳機能障害を有する者が暮らしやすい社会を実現するため、障害福祉サービス等の利用を希望する者に対して、同障害の特性に応じた支援を実施できる支援者の養成が求められている。

このため、高次脳機能障害の特性に対応できる、専門性を持つ人材を確保する観点から、新たに別添のとおり、「高次脳機能障害支援養成研修実施要綱」を定めたので、本事業の円滑な実施について特段の配慮をお願いする。

01. 高次脳機能障害支援養成研修の位置付け②

高次脳機能障害支援養成研修実施要綱	
1 目的 高次脳機能障害についての知識を得ることやその障害特性を理解することで、高次脳機能障害の障害特性に応じた支援を実施できる、障害福祉サービス事業所等に従事する支援者を養成することを目的とする。	
2 実施主体 実施主体は、都道府県とする。なお、指定都市又は中核市（特別区を含む）で適切に実施できる場合には、事業の全部又は一部を委託することができる。 また、事業の全部又は一部を適切に実施することができると認められる団体等に委託することができる。	
3 対象者 ① 障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等において高次脳機能障害者の支援に従事する従業者 ② その他、医療機関や行政機関の職員等、本研修の実施主体が認める者	
4 研修内容 標準的なカリキュラムは、別紙のとおりであり、この内容以上のものとする。 なお、必要に応じて時間数を延長することや必要な科目を追加しても差し支えないものとする。	

- 研修の対象者は障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等の従事者及び医療機関や行政機関の職員等
- 研修内容はカリキュラムのとおり
⇒ 参考テキスト（研修パッケージ）あり
- 研修講師の要件は定められていない
⇒ カリキュラムの内容を講義できる医療職、高次脳機能障害支援コーディネーター、障害福祉サービス等事業所職員、行政、当事者家族等

02. 研修の実施方法①

<実施例 1>

国立障害者リハビリテーションセンター学院（R4,5）

- ・全課程をWeb会議方式で実施

令和4年度 高次脳機能障害支援・指導者養成研修会(基礎研修)

	午 前	午 後
1日目	開講式・オリエンテーション ① 講義1：高次脳機能障害とは（40分） ② 講義2：診断・評価（40分）	③ 講義3：医学的リハビリテーション（40分） ④ 講義4：失語症とコミュニケーション支援（40分）
2日目	⑤ 演習1：診断・評価体験（90分） ⑥ 講義6：制度利用（40分）	⑦ 講義5：相談支援（40分） ⑧ 演習2：退院時支援の実際（90分）
3日目	⑨ 講義7：生活訓練（40分） ⑩ 演習3：生活訓練（90分）	⑪ 講義8：復職・就労移行支援（40分） ⑫ 演習4：復職・就労移行支援（90分） ⑬ 講義9：生活と支援の実際（40分）

令和5年度 高次脳機能障害支援・指導者養成研修会(実践研修)

	午 前	午 後
1日目	開講式・オリエンテーション ① 講義1：コミュニケーション支援（40分） ② 講義2：チームアプローチの重要性（40分）	③ 講義3：家族支援・当事者家族会の活動（40分） ④ 講義4：認知症・発達障害との共通点と相違点（40分）
2日目	⑤ 講義5：長期経過とフォローアップ（40分） ⑥ 講義6：自動車運転再開支援（40分）	⑦ 演習1：障害特性の理解と対応方法（180分）
3日目	⑧ 講義7：小児期における支援（40分） ⑨ 講義8：支援の実践的な枠組みと記録（40分）	⑩ 演習2：環境調整による支援と記録に基づく支援の評価（180分）

<実施例 2>

・オンデマンド配信+集合形式

基礎研修

【講義】

動画のオンデマンド配信により受講

↓
受講確認テスト・レポート等提出



【演習】

講義の受講確認テスト修了者を対象として、集合形式により実施

実践研修 ※基礎研修修了者が対象

【講義】

動画のオンデマンド配信により受講

↓
受講確認テスト・レポート等提出



【演習】

講義の受講確認テスト修了者を対象として、集合形式により実施

02. 研修の実施方法②

<実施例3>

- ・都道府県における従来の研修を活用

高次脳機能障害支援養成研修カリキュラム（基礎研修）

講義名	
講義	高次脳機能障害支援者基礎研修とは
	高次脳機能障害とは
	高次脳機能障害の診断・評価
	病院で行うリハビリテーション
	失語症とコミュニケーション支援
	制度利用
	相談支援
	生活訓練
	復職・就労移行支援
	生活と支援の実際
演習	障害特性の理解；診断・評価体験
	障害特性に応じた支援
	生活訓練の実際
	復職・就労移行支援

都道府県における
従来の研修内容（例）

実施
実施
実施
☆
実施
実施
実施
実施
☆
☆
実施
☆
☆
☆

※ 都道府県・支援拠点機関が従来実施してきた研修を活用し、
支援養成研修カリキュラムと比較して不足している科目（☆）を別途実施

参考

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1
(令和6年3月29日)

問10 これまで高次脳機能障害の支援拠点機関等により実施された研修の中には、高次脳機能障害支援養成研修の標準的なカリキュラムと共に通している研修もあるため、このような研修の修了者を対象として、標準的なカリキュラムの内容と比較して不足している科目等について、追加的に研修として実施することで、「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」として扱うことができるか。

（答）

過去に実施した研修の修了者の名簿が管理されているなど、都道府県において研修の受講状況を確認できる場合については、差し支えない。

03. 高次脳機能障害支援者養成研修パッケージの活用①

高次脳機能障害支援者養成研修（動画、テキスト、シラバス）					
■ 基礎編					
<講義>					
番号	講義タイトル ※クリックで本編動画（Vimeo）が再生	テキスト PDF	シラバス PDF	目録1分半 YouTube	
講義00	高次脳機能障害支援者基礎研修とは（動画なし）	145KB 	454KB 	—	
講義01	高次脳機能障害とは（19分28秒）	571KB 	65KB 	● 	
講義02	高次脳機能障害の診断・評価（30分42秒）	778KB 	80KB 	● 	
講義03	病院で行うリハビリテーション（35分03秒）	2MB 	99KB 	● 	
講義04	失語症とコミュニケーション支援（39分38秒）	443KB 	1.4MB 	● 	
講義05	制度利用（28分55秒）	487KB 	205KB 	● 	
講義06	相談支援（34分24秒）	733KB 	99KB 	● 	
講義07	生活訓練（39分13秒）	3.7MB 	3.8MB 	● 	
講義08	復職・就労移行支援（35分37秒）	2MB 	1.5MB 	● 	
講義09	生活と支援の実際（27分11秒）	1MB 	102KB 	● 	
<演習>					
番号	講義タイトル ※クリックで本編動画（Vimeo）が再生	テキスト PDF	シラバス PDF	目録1分半 YouTube	
演習01	障害特性の理解・診断・評価体験（28分10秒）	337KB 	37KB 	● 	
演習02	障害特性に応じた支援（4分19秒）	710KB 	105KB 	● 	
演習03	生活訓練の実際（23分12秒）	437KB 	217KB 	● 	
演習04	復職・就労移行支援（23分38秒）	632KB 	373KB 	● 	

(URL:http://www.rehab.go.jp/brain_fukyu/data/results/r2-4/)

ご活用ください

高次脳機能障害支援者養成研修テキスト

別紙1

高次脳機能障害者養成研修テキスト

高次脳機能障害者養成研修会を開催する機関にてデータの提出を行っています

基礎編

【講義】

- ・高次脳機能障害者基礎研修とは
- ・高次脳機能障害とは
- ・高次脳機能障害の診断・評価
- ・病院で行うリハビリテーション
- ・失語症とコミュニケーション支援
- ・制度利用
- ・相談支援
- ・生活訓練
- ・復職・就労移行支援
- ・生活と支援の実際

実践編

【講義】

- ・認知症・発達障害との共通点と相違点
- ・小児期における支援
- ・長期経過ヒアローラップ
- ・多職種連携・地域連携
- ・多職種連携・地域連携
- ・家庭（きょうだい）支援・当事者家族会の活動
- ・コミュニケーション支援
- ・地域支援の実際・支援の実践的な枠組みと記録
- 【演習】
- ・障害特性の理解
- ・障害特性に応じた支援
- ・生活訓練の実際
- ・復職・就労移行支援
- ・生活・支援の実際
- 【講習】
- ・障害特性の理解と対応方法
- ・環境調整による支援と記録に基づく支援

研修会の企画・開催にご活用ください

http://www.rehab.go.jp/brain_fukyu/data/results/r2-4/

国立障害者リハビリテーションセンター企画・情報部
高次脳機能障害支援センター 04-2995-3100(内線2594)
http://www.rehab.go.jp/brain_fukyu/

高次脳機能障害の障害特性に応じた支援者養成研修カリキュラムおよびテキスト開発のための研究
(令和2～4年度 研究代表：深津玲子国立障害者リハビリテーションセンター顧問)

03. 高次脳機能障害支援者養成研修パッケージの活用②

1) PowerPointテキスト

<ノート付き>

支援に関連する制度

経済:
自動車保険
労災保険
医療保険
障害年金
雇用保険
医療費助成

在宅生活:
障害福祉サービス等
介護保険サービス

全般:
障害者手帳

就労:
ハローワーク
地域障害者職業センター
障害者就業・生活支援センター

「支援に関連する制度」です。
皆さんの中には障害福祉だけではなく、病院や介護保険サービスの事業所で働いている方いらっしゃるかもしれません。
働いている場所によって、身近に感じる制度や、よく知っている制度はそれぞれ違うかもしれません。
制度には医療保険の上など一般的なものから対象者が年齢を状況によって限られています。また、使うタイミングが違うものまでいろいろあります。

職場においても、まずはこの経済的な支援には、自動車保険、労災保険、医療保険、障害年金、雇用保険、医療費助成などがあります。
医療保険や労災保険などは、皆様も含めて加入者がとても多いのでよくご存知かと思います。

次に就労に関係する支援には、地域障害者職業センター、それから障害者就業・生活支援センター、よく「なかほつ」と、真ん中の「ほつ」だけを取って呼ばれることがあります。
ハローワークは一般的に知られているかもしれません、地域障害者職業センターや障害者就業・生活支援センターについては、詳しくは知らないという方が多いと思いますので後ほどを説明します。

2

<印刷配付用白黒版>

制度利用

障害者手帳と総合支援法サービスを中心に

支援に関連する制度

経済:
自動車保険
労災保険
医療保険
障害年金
雇用保険
医療費助成

在宅生活:
障害福祉サービス等
介護保険サービス

全般:
障害者手帳

就労:
ハローワーク
地域障害者職業センター
障害者就業・生活支援センター

1

03. 高次脳機能障害支援者養成研修パッケージの活用③

2) MP4動画テキスト

3) 指導要領・シラバス集

- 研修のねらい
- 研修内容
- PowerPointを利用して講義する際の注意事項(説明のポイントなど)

【講義 03C】コミュニケーション支援 地域生活・職場での支援		
科目	テキスト	時間
コミュニケーション支援（地域生活・職場での支援）	PowerPoint スライド/mp4 動画	40 分
研修のねらい		
失語症向け意思疎通支援事業について理解する。失語症以外の高次脳機能障害によるコミュニケーション障害の特徴と対応方法について理解する。		
研修内容		
失語症の場合の失語症者向け意思疎通支援事業 失語症以外の高次脳機能障害によるコミュニケーション障害の特徴と対応 高次脳機能障害によるコミュニケーション障害の症例提示		
番号	スライド	注意事項
2	<p>講義の内容</p> <ol style="list-style-type: none">失語症の場合 • 失語症者の意思疎通支援事業について失語症以外の高次脳機能障害のコミュニケーション障害の場合 • コミュニケーションにおける難しさなど • 対応の仕方症例提示 • 高次脳機能障害の例	全体の時間配分によっては、このスライドは提示するだけでもよいと思います。
3	<p>1. 失語性・高次脳の問題</p> <p>失語症: 語彙、文法、構音、音韻などの問題。理解も問題となる場合がある。</p> <p>高次脳の問題: 球状核、前頭葉、辺縁系などの問題。理解、発話、文法、構音などの問題となる場合がある。</p>	講義をする方は以下の説明を読み上げながら該当する部分をポインターで示してください。大字で示した部分になります。
7	<p>失語症ポイントを「入門編」(1)</p>	受講生は説明を聞きながら図のどこを見ていればよいのかがわかりますので、理解しやすいと思います。
		必要に応じて、グラフをポイントしていただくとわかりやすいと思います。
【演習 04】復職・就労移行支援 グループワーク：事例検討		
科目	テキスト	時間
復職・就労移行支援	PowerPoint スライド/mp4 動画	90 分
研修のねらい		
医療機関と就労支援機関の立場による違いを知ることで、基本的な就労支援のプロセスについて理解する。		
研修内容		
就労中の復職ケースの事例を通して、「医療機関が必要となるアプローチ」「医療機関と就労支援機関の連携をする上で課題、効率的な情報提供」「就労支援機関が必要となるアプローチ」について理解する。		
番号	スライド	注意事項
6		演習の進行役が発表内容に関して、ポイントとなる内容について簡単にコメントしてください。
7	<p>失語症ポイントを「入門編」(2)</p>	演習でポイントが押されているたり、発表内容が乏しい場合は、演習の進行役の方がこのスライドを使うか、主導者で準備するかしてポイントをご説明ください。
9		演習の進行役が発表内容に関して、ポイントとなる内容について簡単にコメントしてください。

03. 高次脳機能障害支援者養成研修パッケージの活用④

4) FAQリスト（過去の研修で出た質問と回答集）※基礎研修のみ

質問

易怒性、イライラが出やすい方に対するタイムアウトや客観的フィードバックなど、家族以外の方（支 就労継続支援B型事業所で見せる顔とご自宅で見せる顔と違うことがあります。事業所では温和 握者、医療従事者など）ではある程度有効でも、奥様など身近なご家族での実践がなかなか難しいこと な方が、帰宅後、ご家族にはきつい言葉、感情をぶつけることがあります。家庭内の閉鎖された 空間の中で日々向き合うご家族は、とても大変なことだと思います。でも基本は、怒っている気持ちを少 し静めて頂く時間を作り出すこと、そしてそのあと気持ちの切り替えができるきっかけを見つけるこ とがまず大切なかなと思います。また、本人がイライラするきっかけとなるもの・ことがわかれれば、排 除・回避できるようにしてみる、このような刺激の調整も可能な限り実行してみてはと思います。イライ ラ、怒るポイントは人によって異なりますし、その対処法もなかなか一律にはいきません。そして、ご家族 には甘えなども出るのでその対応へのご苦労はなかなか困難だと思います。当事者の方の対応マニュアル を作成できるよう、支援者と一緒にイライラ・怒るポイントを分析し、その対策を練っていくのもよ いのではと思います。

就労継続支援B型事業所などに通っている方の生活の場はどのような場が多いでしょうか？

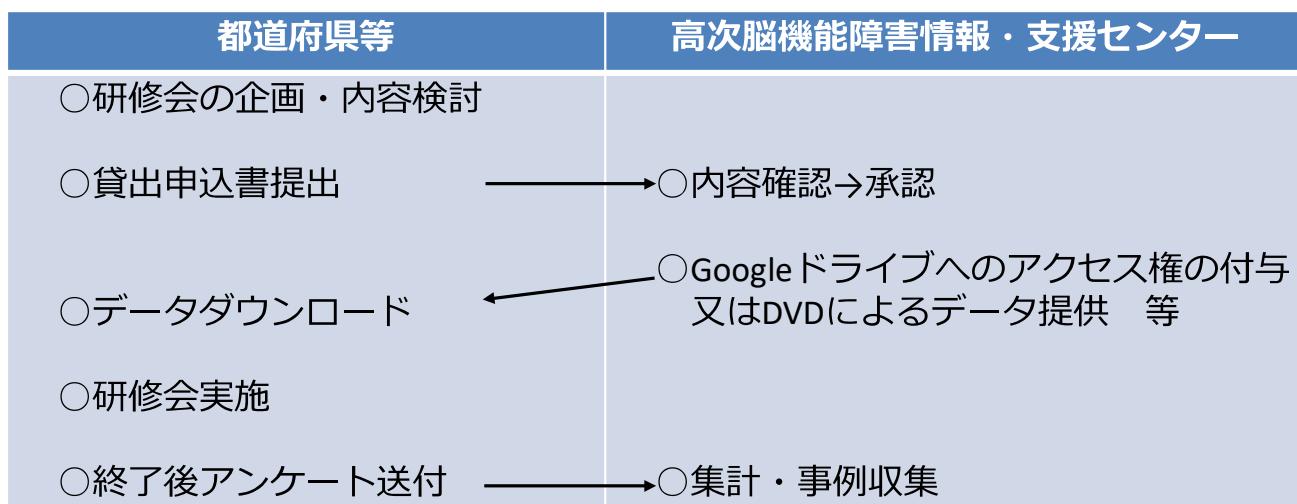
ご家族と同居し、ご自宅から通っている方もいますし、今ではアパートで一人暮らしの方やグループ ホームやから通って来られる方も多くなってきています。就労継続支援B型事業所においても、ご家族 の方やグループホームの方と連携をしてお互い情報共有をして、ご本人の生活状態の確認とか何か困った ことがあったら一緒に対応策を考えていくという連携を図りながら支援しています。

60歳くらいの方で回復期を退院する際に介護保険サービスではなくB型を利用する方はいらっしゃいま まだまだ働きたいと就労継続支援B型事業所に来て頂く方もあります。就労継続支援B型事業所では、そ の方の状態に合わせて作業内容、仕事のベースの調整が可能なのでさまざまなニーズを支えることがで きています。

仲間との関係づくりという部分で、高次脳機能障害の人同士の間で仲間意識を育んでもらうことで大 高次脳機能障害の方で、はじめから同じ障害を持つ方同士で交流する、お話しするというのは非常に難し いと思います。まずは、支援者が高次脳機能障害の方のあいだを「繋ぐ」ということをします。ミーティングの時間や雑談の時でも、支援者が話題を提供したり、どなたかお話ししている内容を広げ、一 方の方が言ったことをもう一回噛み砕いて言って「あなたはどう思う」とか「○○さんはこう言っているけれどどう思いますか」という感じでもう一方の方に「繋ぐ」ということをしています。まずは、お互 いの存在を知るということ、お互いの存在を意識し始めたら、お互いの思い、それぞれのエピソードなどを共有できる場を作るということもしています。その活動の一つが、「絵本の読みあい」というグルーブワークがあります。絵本の読み聞かせのあと、その絵本の感想や思い出したことを自由に話します。 一つだけルールがあり、それは、「相手のいうことを否定しない」ということです。どのようなことも受け入れてくれるという経験、他の人の話を聞くという経験は、お互い理解を深める場でもあり、ビア サポートの場でもあります。また、日常の活動の中でも、目標のもと共同作業を行ったり、ミーティングの場で、自分たちが作業しやすくなる作業方法をみんなで話し合う時間を作ったり、日常的にはそれ ぞれがどのような仕事をしているのか、その仕事に対するそれぞれの思いを共有していきます。さまざま な活動を通して、仲間を「繋ぐ」ということを支援者は意識しています。

03. 高次脳機能障害支援者養成研修パッケージの活用⑤

■研修パッケージ貸出の流れ



※貸出申込書等掲載

<http://www.rehab.go.jp/brain_fukyu/data/results/r2-4/kashidashi/>

03. 高次脳機能障害支援者養成研修パッケージの活用⑥

■ 支援養成研修における研修パッケージ利用の留意事項

- 貸与するテキスト等の著作権は、研究班の研究者が保有しています。
データについては、改変等を行わずそのまま使用してください。
ただし、研修指導要領やテキストに改変を可とする旨の記載があるものや、
実例や追加情報について独自のスライドを追加することは構いません。
なお、こうした追加分を含むテキスト等を使用する場合は、出典を必ず区別して
明記するようお願い致します。
- オンデマンド配信等の場合は、配信期間を定め、閲覧者を受講者に限定した配信
としてください。不特定多数が閲覧できる形での公開はご遠慮ください。
- 出典の記載は以下を参考として記載してください。なお、転載は禁じます。
(出典記載例)
出典：「厚生労働科学研究. 高次脳機能障害の障害特性に応じた支援者養成研修
カリキュラム及びテキストの開発のための研究班. 研究代表者 深津玲子」
国立障害者リハビリテーションセンターホームページ（当該ページのURL）など

03. 高次脳機能障害支援者養成研修パッケージの活用⑦

◆活用例 1

研修形式 : 集合型
利用テキスト : PowerPointテキスト（ノート付き）のみ

◆活用例 2

研修形式 : 講義 オンデマンド配信
→テスト、レポート等により受講・理解度確認
演習 集合型
利用テキスト : 講義 動画
演習 PowerPointテキスト

※ 地域の支援状況等を盛り込んで各講義の内容を組み立てることが
望ましいですが、研修科目は多岐にわたります。
科目により、PowerPointテキストのほか、動画テキストもぜひご活用ください。

（参考）令和6年度研修実施に向けたパッケージの貸出状況（6/17現在）

- 貸出件数 : 11都道府県
- 研修開催形式（予定） 集合形式 : 1件
オンライン（ライブ） : 2件
集合及びオンライン（ライブ） : 1件
集合／オンデマンド配信併用 : 4件
その他 : 1件 未定 : 2件

04. 高次脳機能障害支援養成研修（指導者養成研修）①

令和6年度 高次脳機能障害支援養成研修（指導者研修）実施要綱

1 目的

本研修は、都道府県が実施する「高次脳機能障害支援養成研修」において、企画立案・運営又は講師等の役割を担う指導者を養成することを目的として実施する。

2 主 催

国立障害者リハビリテーションセンター

3 開催期間

令和6年7月10日（水）～7月12日（金）

※ 別途事前学習あり

4 開催方法

オンライン形式（Zoomによる双方向通信形式）にて実施する。

5 受講対象者

都道府県が実施する高次脳機能障害支援養成研修において、企画・運営又は講師等として携わる者（予定を含む）であって、都道府県が推薦する者

なお、令和4、5年度に国立障害者リハビリテーションセンター学院において実施した「高次脳機能障害支援・指導者養成研修」（基礎研修・実践研修）を修了した者が受講して差し支えない。

6 受講者数

各都道府県 4名以内

7 研修内容

別紙プログラムのとおり

※ プログラムのうち「事前学習」としているものについては、講義動画を視聴のうえ、受講決定後の通知に従って、7月8日（月）までにメールにて「理解度確認テスト」を提出するものとする。

なお、令和4、5年度に実施した「高次脳機能障害支援・指導者養成研修」を修了している場合は、当該研修において受講した講義の動画視聴は要せず、「理解度確認テスト」の提出のみで可とする。

8 受講手続

都道府県は、受講者を選考の上、令和6年5月31日（金）までに国立障害者リハビリテーションセンター学院宛申込手続きを行うものとする。

なお、受講申込書様式は、国立障害者リハビリテーションセンターから都道府県に送付する。

9 受講決定通知

都道府県の推薦に基づいて受講者を決定し、都道府県に通知する。都道府県は、各受講者に受講決定の連絡を行うものとする。

10 研修会費用

1,800円（テキスト代として後納。研修会終了後に納入告知書を送付するので、受講者は振込みにて納入するものとする。）

11 修了証書

研修全プログラムを修了したと認められ、かつ研修会費用の納付が確認できた方に対し、修了証書を交付する。

なお、各受講者の修了状況については、当該受講者に係る推薦・申込を行った都道府県に通知する。

12 留意事項

(1) 演習実施上の都合から、受講者1名につき1台の端末から受講するものとする。

(2) 本研修を録画や録音することは禁止する。

(3) 研修資料の都道府県研修等への利用にあたっては、下記の要領を遵守すること。

・引用する場合は、下記の例のとおり出典及び箇所を明示すること。

例「出典：令和6年度高次脳機能障害支援養成研修（指導者研修）資料」

・一部改変して引用する場合は、改変した旨を明示すること。

例「出典：令和6年度高次脳機能障害支援養成研修（指導者研修）資料（一部改変）」

04. 高次脳機能障害支援養成研修（指導者養成研修）②

令和6年度 高次脳機能障害支援養成研修（指導者研修）プログラム

		科目／講師	時間
7月10日（水）午前	共通	開講・オリエンテーション	9:00～9:10
	共通	行政説明	9:10～9:40
	共通	高次脳機能障害支援養成研修とは／研修の企画・実施について	9:40～10:20
	基礎編	演習01：障害特性の理解 診断・評価体験	10:30～12:00
7月10日（水）午後	基礎編	講義06：相談支援	13:00～13:40
	基礎編	演習02：障害特性に応じた支援	13:50～15:20
	基礎編	講義07：生活訓練	15:30～16:10
7月11日（木）午前	基礎編	演習03：生活訓練の実際	9:40～11:10
	基礎編	講義08：復職・就労移行支援	11:20～12:00
7月11日（木）午後	基礎編	演習04：復職・就労移行支援	13:00～14:30
	実践編	講義03A：多職種連携・地域連携；チームアプローチの重要性	14:40～15:20
	実践編	講義03B：多職種連携・地域連携；家族（きょうだい）支援・当事者家族会の活動	15:30～16:10
	実践編	講義03D：支援の実践的な枠組みと記録	16:20～17:00
7月12日（金）午前	実践編	演習02：環境調整による支援と記録に基づく支援の評価	9:00～12:00
7月12日（金）午後	実践編	演習01：障害特性の理解と対応方法	13:00～16:00
	共通	閉講	16:00～16:10

事前学習（動画視聴）

基礎編

科目
講義01：高次脳機能障害とは
講義02：高次脳機能障害の診断・評価
講義03：病院で行うリハビリテーション
講義04：失語症とコミュニケーション支援
講義05：制度利用
講義09：生活と支援の実際

実践編

科目
講義01B前半：認知症との共通点と相違点
講義01B後半：発達障害との共通点と相違点
講義02A：小児期における支援
講義02B：長期経過とフォローアップ
講義03C：コミュニケーション支援
講義03E：自動車運転再開支援

令和6年度 第1回高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会

令和6年6月26日

国立障害者リハビリテーションセンター 企画・情報部

高次脳機能障害情報・支援センター

〒359-8555

埼玉県所沢市並木四丁目1番地

電話：04-2995-3100（内線2594）

E-mail : hbd@rehab.go.jp